

【京都府】（京都市、宇治市及び伊根町 以外）

- 京都府では、都市、農山漁村などの地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を促進するため、禁止地域を除く府内全域を許可地域としています。
- 景観法を踏まえた屋外広告物の規制に関する枠組みの整備として、景観地区と準景観地区を禁止地域に加えています。現在では具体的に指定されている地域はありませんが、今後市町村等の景観行政の進捗に伴い逐次指定が進むことも予想されます。
- 車両広告を除く広告物の表示等に係る事務については、府内各市町村で行っており、これに係る手数料の金額、許可基準についても各市町村で定められています。詳しくは市町村の担当窓口にご確認ください。

・ 車両広告に係る許可基準

対象	許可基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道車両、路面電車等で、路線が京都府内（京都市域を除く。以下同じ）にある ・ 路線バス、定期観光バス、高速バス等道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車で、路線が京都府内にある ・ 貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等前述の一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都府内にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の前部の窓に表示しない ・ 電光の表示による等任意に表示内容を変更できない ・ 広告宣伝用自動車については、消防自動車、救急車と紛らわしい色彩を用いない ・ 1車両当たりの広告物の数が5以下

・ その他の広告物に係る許可基準（旧府施行規則による。現在は基準を市町村ごとに定めており異なる。）

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 広告塔			
(1) 路上広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝2 m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下 	
(2) 屋上広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から46m以下 ・ 幅＝高さの1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久構造物であること
(3) 一般広告塔		<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ＝地上から30m以下（木造は地上から10m以下） ・ 幅＝高さの1/3以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置すること
2. 軒下広告物			
(1) 壁面に直接設置するもの（直描を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面面積の1/2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと 	
(2) 突き出しで広告面が壁面と平行なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面面積の2/3以下でかつ20㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さ＝設置壁面の同一方向の長さを超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上に突出しないこと ・ 同一壁面に同一内容は1個
(3) 突き出しで広告面が壁面と直角なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10㎡以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置壁面から垂直方向に1 m以上突出しないこと 	
3. 屋上広告物			
(1) 洋風屋根に設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝3 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下 	
(2) 和風屋根に設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝屋根幅の2/3以下 ・ 広告物の上端が大棟の高さを超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永久構造物であること ・ 屋根面に直描しないこと
4. 立看板		<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦＝2 m以下 ・ 横＝1 m以下 ・ 高さが30 cmの脚を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲出期間は30日以内 ・ 道路上に設置しないこと
5. 建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30㎡以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上端が地上から6 m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい変形でないこと ・ 上下二段以上の複合でないこと

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
6. へい垣広告物	・ へい垣面の面積の1/2以下	・ 上端の高さはへい垣の高さを超えないこと	・ 2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであること ・ へい垣面に直描しないこと
7. アーチ広告物		・ 縦=2m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
8. 気球広告物		・ 球型で直径3m以下 ・ 網の長さ45m以下	・ ネット面に広告物を設置すること ・ 補助網を用いること
9. 横断幕		・ 縦=1m以下	・ 設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域であること
10. 幕広告		・ 幅=1.5m以下 ・ 長さ=11m以下	・ 幕は布地を用いること
11. はり紙	・ 1㎡以内	・ 1辺1m以下	・ 掲出期間30日以内 ・ 著しい変形でないこと

・ **禁止に対する特例の基準** (旧府施行規則による。現在は基準を市町村毎に定めており異なる。)

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 建植広告物	・ 30㎡以内	・ 一辺(脚の部分の長さは算入しない。)10m以下	・ 形状は横短冊形であること ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
2. 電柱広告物		・ 縦=1.2m ・ 横=50cm ・ 下端が地上から1.5m	・ 鉄板巻付広告物であること ・ 知事が定める区間毎に類似した内容を表示したものは1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装
3. 街灯柱広告物		・ 縦=50cm以下 ・ 横=30cm以下 ・ 下端が地上から4.5m以上(歩道上2.5m以上)	・ 突出広告物であること ・ 街灯柱1本に広告物は1個 ・ 色彩意匠は簡素でペンキ塗装

・ **適用除外の基準** (旧府施行規則による。現在は基準を市町村前に定めており異なる。)

種類	面積	高さ、幅等	その他の要件
1. 速報等	0.5㎡以内		掲出期間を明記
2. はり紙等	0.25㎡以内	一辺の長さ80cm以下	
3. 政治資金規正法の届出団体によるはり紙、はり札、広告旗、立看板等	・ はり紙、はり札 = 1㎡以下 ・ 広告旗、立看板等 = 2㎡以下		・ 掲出期間30日以内 ・ 掲出期間、責任者の氏名、連絡先を明記
4. 自己用広告物	5㎡以下(風致地区は2㎡以下)	一辺の長さ5m以下(風致地区は2m以下)	
5. 車両広告			・ 自己の車両に自己の氏名、名称、商号、事業内容、取り扱う商品又は提供する役務を表示 ・ 簡単な図形の結合等からなる意匠を有し、事業者を識別するため複数の車両に共通して表示 ・ 行き先、運行経路等利用事項を案内するため表示 ・ 一般乗合旅客自動車以外の自動車で、使用の本拠の位置が京都市域を除く京都府内ないものに表示 ・ 1車両当たりの表示面積の合計が1㎡以下
6. 寄贈名等を表示する公益上必要な施設又は物件			表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の1/20以下で、0.5㎡以下

*京都市、宇治市、伊根町の許可基準は次ページ以降を参照

屋外広告物許可基準(数値関係)

一般地域、歴史遺産型、木屋町特別

【京都市】

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種類									木屋町特別 規制地区					
		歴史遺産型 第1種地域	第1種地域	歴史遺産型 第2種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域						
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出 物件の最上部までの高さ)※1	4m	4m	6m	6m	10m	10m	15m	15m	20m	10m				
		1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	20㎡	—	—	—	—				
		表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等の総 面積の割合)※3	10/100	10/100	10/100	15/100	15/100	20/100	20/100	20/100	25/100	25/100	20/100			
	屋上屋外広告物等	設置を認めない。														
	ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	20/100				
	突出型屋外 広告物 等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m				
		[高さ4m以下のもの]	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]				
	可変表示式 屋外 広告物 等	幕	1個当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	5㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	10㎡			
			1個当たりの面積							5㎡	5㎡	10㎡	3㎡			
		上記で定めがないもの	他の可変表示 式屋外広告物 との距離	設置を認めない。									10m	10m	10m	10m
面積が2㎡を超えるもの												300m	300m	300m	300m	
独立型 屋外 広告物 等	全種類	区画内で表示する屋外広告物等の総面積※4	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	10㎡				
		最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	6m	6m	3m				
		表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	3m	4m	5m	5m	3m				
	広告塔及び多本支柱型	表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	5㎡				
		最上部の高さ	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	6m				
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m				
	一本支柱型	屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の 高さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上				
		表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	5㎡				
	広告スタンド	最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m				
		表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡				
	アーチ型	最上部の高さ	4m	4m	4m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m				
		表示面1面当たりの面積	1.5㎡	1.5㎡	2.5㎡	2.5㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	4㎡				
	可変表示 式 屋外 広告物 等	広告スタン ド でないもの	最上部の高さ	設置を認めない。									6m	6m	6m	6m
			表示面1面当たりの面積										1㎡	1㎡	2㎡	1㎡
			他の可変表示 式屋外広告物 との距離										10m	10m	10m	10m
		広告スタンド	面積が2㎡を超えるもの										300m	300m	300m	300m
最上部の高さ												1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
表示面1面当たりの面積												0.5㎡	1㎡	1㎡	1㎡	
他の可変表示式屋外広告物との距離										10m	10m	10m	10m			
立て看板・のぼり	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m					
	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡					
のぼり	区画内におけるのぼりの総面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	4㎡					
	区画内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	5m	10m					
アドバルーンにより 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区 においては、設置を認めない。)	綱の長さ	設置を認めない。									50m	50m	50m			
	気球の長径										4.5m	4.5m	4.5m			
	1個当たりの面積										10㎡	10㎡	10㎡			
	区画内の数										2個	2個	2個			

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては軒の高さ)を超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。③高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。
ただし、文字、記号等のみを記載する自家用屋外広告物で一定の基準に適合す

※2 総面積には、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も含める。

※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。
また、建築物等からの有効距離が0.5mを超えない独立型屋外広告物等の面積も、表示率の算定の対象とする。

※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。

※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

★特別規制地区等の許可基準一覧は、右記URLをご参照ください。 URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000101621.html>

屋外広告物許可基準(数値関係)

沿道型

屋外広告物の種類	基準の項目	屋外広告物規制区域(沿道型)の種類													
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定地区	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域	
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	最上部の高さ(地盤面から屋外広告物又は掲出物件の最上部までの高さ)※1	10m	10m	10m	10m	15m	15m	15m	15m	20m	20m	20m	20m	
	1立面に表示する屋外広告物等の総面積※2	10㎡	10㎡	15㎡	20㎡	20㎡	—	30㎡	—	40㎡	—	—	—		
	表示率(壁面の面積に対する屋外広告物等の総面積の割合)※3	15/100	15/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	25/100	25/100	30/100	25/100	25/100		
屋上屋外広告物等		設置を認めない。													
ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの高さに対する高さ割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100		
突出型屋外 広告物 等	出幅	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m		
	[高さが4m以下のもの]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]	[1.0m]		
可変表示式 屋外 広告物 等	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	20㎡	25㎡	25㎡	25㎡		
	他の可変表示式屋外広告物との距離	設置を認めない。					5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	10㎡	10㎡	10㎡	10㎡	
	面積が2㎡以下のもの	設置を認めない。					10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	
上記で定めがないもの	面積が2㎡を超えるもの	設置を認めない。					300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	300m	
独立型 屋外 広告物 等	全種類	1個当たりの面積	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	15㎡	15㎡	30㎡	30㎡	40㎡	50㎡	45㎡	50㎡	
	広告塔及び 多本支柱型	区画内で表示する屋外広告物等の総面積※4	10㎡	10㎡	10㎡	15㎡	10㎡	15㎡	15㎡	20㎡	20㎡	20㎡	25㎡	25㎡	30㎡
		最上部の高さ	3m	3m	3m	3m	3m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m
		表示面の縦の長さ	3m	3m	3m	3m	3m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	5m	5m
	一本支柱型	表示面1面当たりの面積	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	10㎡	
		最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m	10m	10m	10m	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	2m	1.5m	1.5m	2m	2m	
		屋外広告物の最上部の高さに対する最下部の高さの割合※5	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上
	広告スタンド	表示面1面当たりの面積	3㎡	3㎡	3㎡	5㎡	5㎡	5㎡	5㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡	
		最上部の高さ	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m
	アーチ型	表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡
		最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m
	可変表示 式 屋外 広告 物	広告スタン ド でないもの	表示面1面当たりの面積	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡
			最上部の高さ	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m
		広告スタン ド	表示面1面当たりの面積	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m
最上部の高さ			4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	6㎡	8㎡
他の可変表示式屋外広告物との距離			6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	6m	10m	10m
立て看板・のぼり	表示面1面当たりの面積	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1㎡	1.5㎡	1.5㎡	1.5㎡	2㎡	2㎡		
	最上部の高さ	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	
	他の可変表示式屋外広告物との距離	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	
アドバルーン により 表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。)	最上部の高さ	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	2m	
	表示面1面当たりの面積	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	2㎡	
	区画内におけるのぼりの総面積	2㎡	4㎡	2㎡	4㎡	4㎡	6㎡	6㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	
のぼり	区画内における他ののぼりとの距離	10m	10m	10m	10m	10m	10m	10m	5m	10m	10m	5m	5m		
	綱の長さ	設置を認めない。								50m	設置を認めない。			50m	50m
	気球の長径	設置を認めない。								4.5m	設置を認めない。			4.5m	4.5m
	1個当たりの面積	設置を認めない。								10㎡	設置を認めない。			10㎡	10㎡
ア ド バ ル ー ン に よ り 表 示 す る も の (た だ し、 美 観 地 区 及 び 美 観 形 成 地 区 に お い て は、 設 置 を 認 め な い。)	区画内の数	設置を認めない。								2個	設置を認めない。			2個	2個

※1 当該高さ制限に加え、次の各基準にも適合するものであること。①建築物の高さの2/3以下(当該高さが10mより低いときは10m)であること。②定着する建築物等の最上部の高さ(建築物にあつては軒の高さを超えないこと。ただし、一定の基準に適合するひさし看板等についてはこの限りでない。)
 ※2 高度地区による建築物等の高さの最高限度及び眺望景観創生条例に規定する眺望景観保全区域において定められた建築物等の最高部の標高を超えないこと。
 ※3 表示率は、10m以下と10m超の部分に分けて、それぞれで算定する(アーケードが設置されている場所については、更にアーケードの上下で分ける。)。10m超の部分は、表の表示率の数字から5%を減じた率とする。
 ※4 敷地面積が特に広い場合については、一定の管理用屋外広告物について、面積制限の緩和を行う。
 ※5 最上部の高さが広告塔及び多本支柱における制限以下、かつ、表示面の縦の長さが広告塔及び多本支柱における制限以内であるものは、この限りでない。

屋外広告物許可基準(その他)

一般地域、歴史遺産型、木屋町特別

屋外広告物の種類	屋外広告物規制区域(一般地域、歴史遺産型)の種別							木屋町特別 規制地区	
	歴史遺産型第1種地域(※1)	第1種地域(※1)	歴史遺産型第2種地域(※1)	第2種地域(※1)	第3種地域	第4種地域	第5種地域		第6種地域
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。 (3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。ただし、Y、YRは10、その他の色相は8を超える色を使用しないこと。(※2) (4) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。 (5) 写真又は絵画等の表示にあつては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (6) 写真又は絵画等の表示にあつては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (7) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあつては、面積が10㎡以下であること。ただし、10㎡を超える写真・絵画等であつて、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。 (8) ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。 (9) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (10) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (11) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (12) 照明が過度にまぶしいものでないこと。 (13) 照明の色が白又は淡色であること。 (14) 照明の色の数が1であること。								
	(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。(※2) (3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の30%未満であること。(※2) (3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。(※2)								
	(13) 照明の色が落ち着いた色であること。 (14) 照明の色の数が2以下であること。								
	(13) 照明の色の数が3以下であること。 (15) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。ただし、可変表示式を除く。								
建築物等 定着型 屋外 広告物 等	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについてはこの限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等についてはこの限りでない。 (5) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。								
	ひさし看板等 地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであつて、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。								
	突出型屋外広告物等 (1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。								
	幕 (1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。								
	アーケードに定着するもの (1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。								
独立型 屋外 広告物 等	全種類 道路の通行に支障が生じないように表示すること。								
	一本支柱型 支柱が地盤面に垂直に設置されていること。								
	多本支柱型 表示面が長方形その他これに類する形状であること。								
	アーチ型 可変表示式でないこと。								
アドバルーンにより表示するもの(ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。) 設置を認めない。 (1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。									

(※1) 歴史遺産型第1種地域、第1種地域、歴史遺産型第2種地域、第2種地域及び条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域内にあつては、自家用屋外広告物(※)、管理用屋外広告物若しくは面積が1㎡以下の案内用屋外広告物又はこれらの掲出物件であること(これら以外の屋外広告物等は表示・設置不可)。

※ 自家用屋外広告物 ①自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの、②自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの、

③建築物等の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

(※2) その他の規制については、窓口で御相談ください。

屋外広告物許可基準(その他)

沿道型

屋外広告物の種類		屋外広告物規制区域(沿道型)の種類													
		沿道型第1種地域 特定地区	沿道型第1種地域	沿道型第2種地域 特定地区	沿道型第2種地域	沿道型第3種地域 特定地区	沿道型第3種地域	沿道型第4種地域 特定地区	沿道型第4種地域	沿道型第5種地域 特定第1地区	沿道型第5種地域 特定第2地区	沿道型第5種地域	沿道型第6種地域		
建築物等 定着型 及び 独立型 屋外 広告物 等 共通	全種類	(1) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。 (2) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。													
		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がR、YRは6、Yは4、その他の色相では2を超える色が表示面の20%未満であること。(※1)					(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の30%未満であること。(※1)		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。(※1)		(3) 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色が表示面の50%未満であること。(※1)				
		(4) 表示面の色彩が周囲の建築物等の色彩と不調和でないこと。 (5) 特定地区にあっては、特定の道路(※2)に突き出さないこと。ただし、アーケードに定着するもの、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物であって、景観上支障がないと認められるものについては、この限りでない (6) 写真又は絵画等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。 (7) 写真又は絵画等を表示にあっては、原則として最上部の高さが10m以下であること。 (8) 写真又は絵画等の建築物等への表示にあっては、面積が10㎡以下であること、ただし、10㎡を超える写真、絵画等であって、1個当たりの面積の上限の2分の1以下、かつ、それらの面積の合計が、表示率の上限の2分の1以下で、1の立面に表示する数が2以下である場合は、この限りでない。 (9) ネオン管等の装飾が屋間の景観に配慮したものであること。 (10) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。 (11) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (12) 照明が可動式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについてはこの限りでない。 (13) 照明が過度にまぶしいものでないこと。 (14) 照明の色が白又は淡色であること。 (15) 照明の色の数が1であること。													
							(14) 照明の色が落ち着いた色であること。 (15) 照明の色の数が2以下であること。		(14) 照明の色の数が3以下であること。						
		建築物等 定着型 屋外 広告物 等	全種類	(1) 位置及び形態が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。 (2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについてはこの限りでない。 (3) 開口部と壁面にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で建築物と調和した和風の意匠のものについてはこの限りでない。 (4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等についてはこの限りでない。											
				ひさし看板等	地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに表示するものであって、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でない等、一定の基準に適合するものであること。										
				突出型屋外広告物等	(1) 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4m以下のもの並びに6m以下の旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (2) 表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられていること。ただし、旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物については、この限りでない。 (3) 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。 (4) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5㎡以下のものについては、この限りでない。										
				幕	(1) 他の屋外広告物を覆い隠さないこと。 (2) 建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4m以下のものについては、この限りでない。										
				アーケードに定着するもの	(1) 可変式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。 (2) 下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。										
		独立型 屋外 広告物	全種類	道路の通行に支障が生じないように表示すること。											
			一本支柱型	支柱が地盤面に垂直に設置されていること。											
			多本支柱型	表示面が長方形その他これに類する形状であること。											
		アドバルーンにより表示するもの (ただし、美観地区及び美観形成地区においては、設置を認めない。)		設置を認めない。					沿道型第5種地域、沿道型第6種地域に同じ		設置を認めない。		(1) 気球の形態が球形その他これに類するものであること。 (2) 気球に文字等を表示していないこと。 (3) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。		

(※1) その他の規制については、窓口で御相談ください。

(※2) 特定の道路:北山通、白川通、北大路通、西大路通、御池通、四条通、五条通、堀川通、烏丸通及び河原町通

種類		景観計画重点区域															
		景観計画重点区域(景観計画重点区域を除く)	重点地区1 (中央玄関口地区)	重点地区2 (世界遺産周辺地区)	重点地区3 (世界遺産保全および特別風致地区)	重点地区4 (白川集落地区)	重点地区5 (白川集落周辺地区)	重点地区6 (萬福寺周辺地区)	重点地区7 (黄檗駅周辺地区)	平等院表参道地区	宇治橋東詰地区	あさぎ通り、さわらびの道周辺地区	大津南郷宇治線地区	平等院周辺地区	宇治橋若森線地区	宇治橋通り地区	本町通り地区
広告塔	屋上広告塔	面積	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下														
		高さ・幅等	高さ=設置建築物等の高さの1/3以下かつ5m以下 幅=広告塔の高さの1/3以下														
	その他の要件	永久構造物であること															
	一般広告塔	面積	-	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下
高さ・幅等	高さ=地上から15m以下(木造は地上から10m以下)	高さ=地上から6m以下		高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から8m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から6m以下	高さ=地上から3m以下	高さ=地上から8m以下	高さ=地上から6m以下	
その他の要件	幅=高さの1/3以下 道路上に突き出さないものであること 道路の交差点から20m以上はなれた箇所に設置																
軒下広告物	壁面に直接設置するもの(直描を含む)	面積	設置壁面積の1/4以下														
		高さ・幅等	道路に面する壁面:設置壁面積の1/5以下 その他の壁面:設置壁面積の1/10以下 長さ=設置壁面の同一方向の長さをこえないこと														
	その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個															
	突き出して、広告面が壁面と平行なもの	面積	設置壁面積の1/4以下かつ総面積10㎡以下														
高さ・幅等	長さ=設置壁面の同一方向の長さをこえないこと																
その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個																
突き出して、広告面が壁面と直角なもの	面積	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下	1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1面当たり1.5㎡以下かつ総面積3㎡以下		
高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突き出していないこと																
その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個																
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積	1面当たり15㎡以下かつ総面積30㎡以下														
		高さ・幅等	縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下かつ10m以下 永久構造物であること 屋根面に直描しないもの														
	その他の要件																
	和風屋根に設置するもの	面積	1面当たり15㎡以下かつ総面積30㎡以下														
高さ・幅等	広告物の上端が大棟の高さをこえないこと	縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下かつ10m以下															
その他の要件	永久構造物であること 屋根面に直描しないもの																
立看板	面積	-															
	高さ・幅等	縦=2m以下 横=1m以下 高さが30cmの脚を有すること															
	その他の要件	掲出期間30日以内 道路上に設置しないこと															
建植広告物	面積	30㎡以下	2.5㎡以下	1.5㎡以下	1㎡以下	2.5㎡以下	2.5㎡以下かつ総面積5㎡以下	1㎡以下	5㎡以下	1㎡以下	5㎡以下	1.5㎡以下	1㎡以下	5㎡以下	1.5㎡以下	1㎡以下	
	高さ・幅等	上端が地上から6m以下				上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から4m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下		
	その他の要件	審しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと															

へい垣広告物	面積	へい垣面の面積の1/2以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下		へい垣面の面積の1/2以下かつ2.5㎡以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ5㎡以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下			
	高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さをこえないこと								
	その他の要件									
アーチ広告物	面積	-								
	高さ・幅等	縦=2m以下								
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域								
気球広告物	面積	-								
	高さ・幅等	球型で直径3m以下 縦の長さは、4.5m以下								
	その他の要件	ネット面に広告物を設置すること 補助綱を用いること								
横断幕	面積	-								
	高さ・幅等	縦=1m以下								
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域								
幕広告	面積	-								
	高さ・幅等	幅= 1.5m以下 長さ=11m以下								
	その他の要件	幕は布地を用いること								
はり紙	面積	1㎡以下								
	高さ・幅等	一辺1m以下								
	その他の要件	掲出期間30日以内 著しい変形でないこと 周辺景観と調和した意匠とする。								
意匠	建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。									
	建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。									
	建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	-	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	表示位置の高さを10m以下とする。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-
								特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。		
色彩	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	背後の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。				
	彩度10より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 彩度6.5以下を基調とする。									
	LEDによる動画広告は禁止とする									
照明	-		サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。	-		サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。				
種類	風致地区									
全ての広告物等	(1)映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2)宇治市風致地区条例別表第1項第3号ウに定める高さを超えないこと。									
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。								
へい垣広告物	へい垣面に直描しないこと。									

【伊根町】

種類			重要伝統的建造物群保存地区	左記以外
広告塔	屋上広告塔	面積	—	
		高さ・幅等	設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から4.6m以下	
		その他の要件	永久構造物	
	一般広告塔	面積	—	
		高さ・幅等	地上から3.0m以下（木造は1.0m以下）	
		その他の要件	道路の交差点から2.0m以上離れた箇所に設置	
軒下広告物	壁面に直接設置するもの（直描を含む）	面積	設置壁面面積の1/2以下かつ面積1.5㎡以下	設置壁面面積の1/2以下
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない
		その他の要件	道路上に突出しない	
	突き出で、広告面が壁面と平行なもの	面積	設置壁面面積の2/3以下かつ1.5㎡以下	設置壁面面積の2/3以下かつ2.0㎡以下
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない
		その他の要件	道路上に突出しない	
	突き出で、広告面が壁面と直角なもの	面積	1.5㎡以下	1.0㎡以下
		高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない
		その他の要件	道路上に突出しない	
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積	—	
		高さ・幅等	縦=2m以下（脚の長さを含む） 横=屋根幅の2/3以下	縦=3m以下（脚の長さを含む） 横=屋根幅の2/3以下
		その他の要件	永久構造物	
	和風屋根に設置するもの	面積	—	
		高さ・幅等	縦=1m以下 横=屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない	縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない
		その他の要件	永久構造物、屋根面に直描しない	
立看板		面積	—	
		高さ・幅等	縦=2m以下	
		その他の要件	掲出期間は許可日の翌日から30日以内、道路上に設置しない	
建植広告物		面積	2㎡以内	3.0㎡以内
		高さ・幅等	上端が地上から4m以下	上端が地上から6m以下
		その他の要件	著しい変形でない	
へい垣広告物		面積	へい垣面の面積の1/2以下	
		高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さを超えない	
		その他の要件	2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さであるへい垣面に直描しない	
アーチ広告物		面積	—	
		高さ・幅等	掲出を認めない	
		その他の要件	広告面の縦=2m以下 設置場所は繁華街又はこれに準じる地域	
気球広告物		面積	—	
		高さ・幅等	掲出を認めない	
		その他の要件	球型で直径3m以下 綱の長さ4.5m以下 ネット面に広告物を設置する補助綱を用いる	
横断幕		面積	—	
		高さ・幅等	掲出を認めない	
		その他の要件	縦=1m以下 設置場所は繁華街又はこれに準じる地域	

種類		重要伝統的建造物群保存地区	左記以外
幕広告	面積	—	
	高さ・幅等	幅＝1, 5 m以下、長さ＝1 1 m以下	
	その他の要件	幕は布地を用いる	
はり紙	面積	1 m ² 以内	
	高さ・幅等	1辺1 m以下	
	その他の要件	掲出期間1 4日以内 著しい変形でない	掲出期間3 0日以内 著しい変形でない
意匠		材質は原則、木製とし、着色する場合は茶系の木材保護塗装程度とすること。 自立式の広告物に屋根を設ける場合は、板屋根（又は板の代用として茶系色の金属板）を設置すること。 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件は、2枚（店舗等が複数ある場合はその建物ごとに1枚）とすること。	
色彩		板面及び表示内容の色彩は、茶系色、黒又は白等シンプルなものとする。	
照明		点滅式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと	